

NEWS

～ 令和2年2月

社会保険労務士 岡経営労務事務所
労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階
TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <https://www.okakeiei.jp>

-----令和2年2月10日時点の情報に基づき記載しています-----

従業員がコロナウイルスに感染したら・・・

コロナウイルスの感染拡大が心配されます。

もしも、従業員本人や、従業員の身近な人がコロナウイルスへの感染が疑われることとなった場合、事業所はどのように対応したらよいのでしょうか？

事業所の対応としては、今回のコロナウイルスは、通常のインフルエンザと同様の取扱いになると考えられます。

従業員本人がコロナウイルスに感染した場合には、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができるとされておりますので、これに基づき欠勤している期間は「使用者の責に帰すべき事由による休業」には該当しません。使用者の責任はありませんので、インフルエンザと同様、通常の欠勤（年次有給休暇等を取得できる場合も含む）として取扱います。

ただし、感染が蔓延している地域への海外出張中（国内事業所の指揮命令により業務を行う海外出張中）に感染した場合には、原則として「業務上災害＝労災」に該当するものと思われれます。個別の事案がございましたらご相談ください。

これに対して、「感染しているかもしれない（疑い）」との理由で事業所の命令により個別に欠勤させる場合、あるいは、事業所の判断により全員一律に休業させる場合等は、「感染していないかもしれない」従業員をも休業させることとなりますので、労働基準法に基づく「休業手当」の支払が必要になります。自宅勤務（テレワーク）が可能かどうかとも検討してみます。強制的に法定の年次有給休暇を取得させることは法令上、NGとなります。

現時点では、日々情報が錯綜しています。具体的な事案が生じたときにはご相談ください。